

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

営業停止の基準

営業停止処分は、違反点数制によって行われます。違反による累積（合計）点数が2年間で一定に達した場合に、6か月以内の営業停止命令を受けることとなります。

違反の対象となるのは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の中で規定された事項に関する違反行為のほかに、道路交通法及び道路運送法において規定された事項に関する違反行為も含まれます。

- 1 公安委員会又は都道府県知事の指示に違反したとき・・・2点
- 2 道路交通法で規定している最高速度違反又は過労運転禁止違反に係る車両の使用者に対する指示に違反したとき・・・1点

1、2の指示を受ける理由となった違反行為について、次表に違反行為の区分に応じて点数が付けられる。

区分	違反行為		点数
1	下命・容認行為禁止違反		3
	無免許運転	道路交通法第75条第1項第1号	
	最高速度違反	道路交通法第75条第1項第2号	
	飲酒運転	道路交通法第75条第1項第3号	
	過労運転	道路交通法第75条第1項第4号	
2	白タク行為等禁止違反		3
	一般旅客自動車運送事業の規定違反	道路運送法第4条第1項	
	特定旅客自動車運送事業の規定違反	道路運送法第43条第1項	
	自家用自動車の有償運送の禁止	道路運送法第78条	
3	申請書等虚偽記載	法第5条第1項	2
	認定証掲示義務違反	法第6条	
	変更届出義務違反	法第8条第1項	
	認定証返納義務違反	法第9条第1項	
	名義貸し禁止違反	法第10条	
	代行運転自動車標識表示義務違反	法第16条	
	安全運転管理者未選任	道路交通法第74条の3第1項	
	副安全運転管理者未選任	道路交通法第74条の3第4項	
	駐停車違反の下命・容認行為禁止違反	道路交通法第75条第1項第7号	
	書類備付け義務違反（国家公安委員会関係）	法第20条第1項	
	立入検査拒否等（国家公安委員会関係）	法第21条第1項	

区分	違反行為		点数
4	料金揭示義務違反	法第11条	2
	保険契約締結義務違反	法第12条	
	約款揭示義務違反	法第13条第1項	
	約款届出義務違反	法第13条第3項	
	随伴用自動車表示義務違反	法第17条第1項	
	書類備付け義務違反（国土交通省関係）	法第20条第2項	
	立入検査拒否等（国土交通省関係）	法第21条第2項	
5	運転代行業務従事制限違反	法第14条第2項	1
	安全運転管理者業務不履行	道路交通法第74条の3第2項	
	安全運転管理者権限付与義務違反	道路交通法第74条の3第7項	
	安全運転管理者講習受講義務違反	道路交通法第74条の3第9項	
6	役務提供条件説明義務違反	法第15条	1
	随伴用自動車表示事項等遵守義務違反	法第17条第3項	
	利用者の利益保護に関する指導義務違反	法第18条	

公安委員会による営業停止命令

前歴の回数	累積点数	営業停止期間
なし	4点	4か月以内
1回	3点	5か月以内
2回以上	2点	6か月以内

「前歴の回数」とは、過去2年以内に
営業停止命令を受けた回数



【注意】

上表の点数未満であっても、公安委員会又は都道府県知事の指示違反等があった場合には、1か月以内の営業停止命令を受けることがあります。

○ 行政処分の公表について

一定の行政処分（認定の取消し・指示処分・営業停止命令・営業廃止命令）を公表することで、利用者及び飲食店等が安全・安心な業者を選択することができるようになり、悪質業者の自然淘汰を促進するとともに、自動車運転代行業界全体の健全化を図ることを目的としています。

公表は、当該公表対象処分が行われた日から2年間、都道府県警察本部又は都道府県のホームページ上で行われます。